

令和8年6月18日

土木部河川公園課

江東区立都市公園条例の改正概要について

1 改正理由

指定管理者による公園管理の範囲の柔軟化に係る国の通知を踏まえ、指定管理者制度を導入している公園における業務範囲を見直すとともに、若洲公園のリニューアル工事後における次期指定管理（令和9年4月開始）に対応するため。

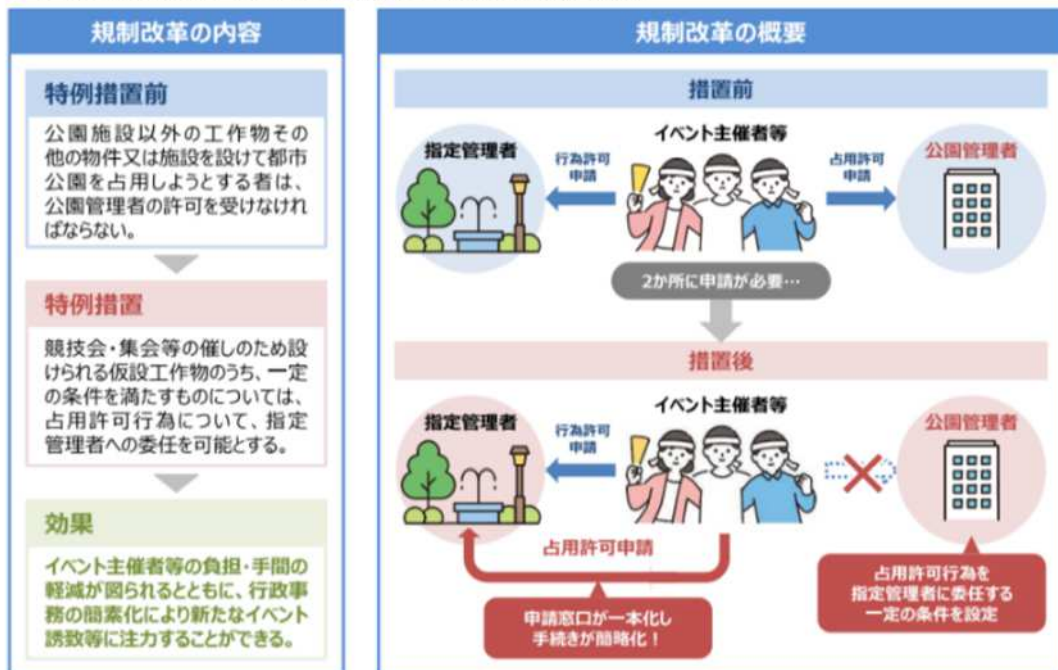
2 主な改正内容

指定管理者が行う業務として、都市公園法に規定する仮設工作物の定型的な占用許可の業務を追加する。

（対象例：イベント用テント、キッチンカー、催事に伴う簡易設営物等）

「公園管理の範囲の柔軟化に係る国の通知」の概要

●（令和5年3月29日 国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知）



出典：「第56回国家戦略特別区域諮問会議」資料の抜粋

3 施行期日（予定）

令和 9 年 4 月 1 日

4 改正時期

令和 8 年第三回区議会定例会に提案予定